

水田農業ビジョン通信

発行：月1回
 発行元：農林水産省農産振興課土地利用型農業推進班
 TEL03-3502-8111
 ファク03-3502-5956
 記事に関する御質問・御感想など、御自由にお寄せ下さい。
 記事を転載される場合は御一報ください。
 産地づくり対策のホームページ
<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/kikaku/suiden.htm>

ビジョンの実現に向け取組の強化を！

新たな需給調整システム取組の下、米政策改革の第2ステージがスタートしました。

生産現場では、これまで3年間の取組を踏まえて、将来の地域の水田農業の設計図ともいべきビジョンの点検・見直しが行われたことと思いますが、見

問：ビジョンの進行管理において、今回、地域における議論のプロセスを重視した理由は何ですか。

(答)

1 平成19年度から始まった米政策改革の第2ステージの対策期間は3年間です。

一度方針を決めたからといって3年間漫然と過ごすのではなく、毎年度、取組状況をデータで把握し、問題点を洗い出し、必要に応じてビジョンの内容や目標を見直し、それに即した産地づくり交付金の活用方法を見直していくことが重要です。

また、毎年度の進行管理については、これまで、ともすれば目標に対する達成状況の把握だけにとどまりがちになっていました。このため、今回、各地域協議会において、毎年度、地域における議論のプロセスを基本としたビジョンの点検・見直し活動に取り組むこととしたところです(図参照)。

これらの地域協議会における取組状況については、毎年度の産地づくり計画書の承認申請の際に、都道府県協議会に報告することとしています。

2 なお、都道府県協議会は、地域協議会の報告内容について審査を行い、必要に応じ地域協議会に

直されたビジョンの確実な実現に向けて、一層の取組の強化をお願いします。

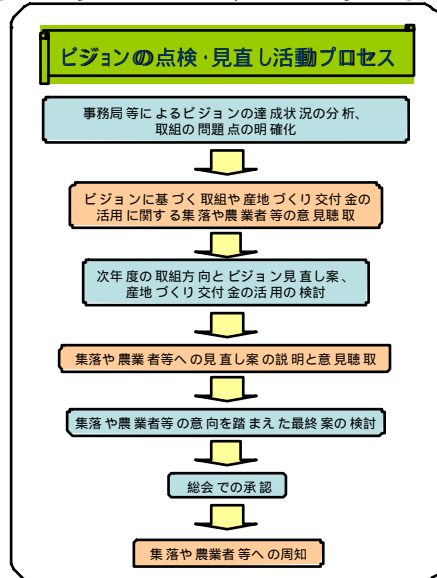
現在、その見直されたビジョンを実現するための産地づくり交付金の活用などを記載した「産地づくり計画書」の承認手続きが行われており、その審査などで何かとお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

創刊号では、ビジョン進行管理の必要性や都道府県協議会の審査ポイントなどについてのQ & Aをお届けします。

対し助言・指導を行うとともに、地域協議会の報告内容及び指導方針を国に報告することとしています。

3 先進地域においては、地域内の議論に時間も要していますが、地域の課題を集落や農業者にフィードバックし、共有化を図ることにより、集落や農業者に当事者意識をもってもらい、将来の地域農業の担い手はどうあるべきか、どのような対応が必要かなど、血の通った検討がなされています。

このような地道な取組を続けることが、迂遠なようですがビジョンの実現の近道になると考えています。



問：都道府県協議会が行う地域水田農業ビジョンの審査のポイントは何か。

(答)

- 1 ビジョン実施状況の点検及び見直し結果の報告は、産地づくり計画書の承認申請の際に一緒に報告することとしました。また、従前からビジョンの策定は産地づくり対策の交付要件となっており、産地づくり計画書に添付することになっています。
- 2 これは、ビジョンの点検及び見直しの結果を踏まえ、地域における需要に応じた生産、水田農業の構造改革に向けた計画的な取組、産地づくり交付金の有効活用が進められているかということについて、都道府県協議会において産地づくり計画書の審査と同時に行うことを目的としたものです。
- 3 都道府県協議会が行う地域水田農業ビジョンの主なポイントは、以下のとおりです。
 - (1) 「地域協議会におけるチェックリスト」等から、地域の関係者が一体となったビジョンの点検・見直しの活動が行われているか。
 - (2) 同チェックリストの「8 ビジョン見直しのポイント」や産地づくり計画書から、
 - 地域における、作物ごとの需要動向を踏まえた確かな目標の設定が行われているか。特に米については、根拠のない目標数量の増加となっていないか。
 - これまでの担い手育成・確保運動の取組状況を踏まえた担い手リストの見直しが行われているか、また、担い手リスト掲載者について早期に認定農業者等に育成されるよう、その誘導に向けた取組が行われているか。
 - 産地づくり交付金の使途については、地域の弱点・課題を克服するためのメリハリの効いた設定となっているか、特に担い手育成に向けて産地づくり交付金の重点化が図られているか。
 - (3) このほか、これまでの地域協議会の活動に対する指導の経緯や都道府県協議会の実施方針等を踏まえた、地域協議会への助言等が必要であることはいうまでもありません。

問：「都道府県協議会の今後の指導方針」には、どのようなことを記載すればよいのですか。

(答)

- 1 地域協議会が行うビジョン実施状況の点検及び見直し結果報告書の提出を受け、都道府県協議会においてはその内容について審査を行い、必要に応じ、助言・指導を行うことになっています。その際に具体的に行われた指導・助言の内容等について、「都道府県水田農業ビジョン実施状況の点検見直し結果報告書」に都道府県協議会の今後の指導方針として、取りまとめていただくことになります。
- 2 都道府県協議会が取りまとめを行う今後の指導方針としては、以下のとおりです。
 - (1) ビジョンの点検・見直しにおける地域協議会の取組状況等を踏まえた指導方針
 - 地域の関係者が一体となった取組となっているか、また、それら関係者の意見を十分汲み上げる体制になっているか等
 - (2) 作物ごとの需要動向を踏まえた新たな目標設定等を踏まえた指導方針
 - 地域における需要に応じた作物生産が促進され、地域水田農業の構造改革に向けた計画的な取組となっているか等
 - (3) 担い手リストの見直し等を踏まえた指導方針
 - これまでの担い手育成・確保運動の取組状況を踏まえた内容となっているか、また、担い手リストに記載された農業者が早期に認定農業者となるよう誘導される取組となっているか等
 - (4) 産地づくり交付金の活用計画を踏まえた指導方針
 - 地域の弱点、課題を克服するためのメリハリの効いた活用がなされるよう設定されているか、また、地域水田農業の構造改革に向け、担い手の育成に向けた産地づくり交付金の重点的活用がなされているか等
 - (5) 都道府県協議会における年間指導スケジュール
 - 指導方針を踏まえ予定している会議、現地指導、研修、ヒアリング、重点指導期間等

「水田農業ビジョン通信」創刊号をお届けします。
 地域水田農業推進協議会や都道府県協議会の皆さんに、ホットで身近な情報提供に心掛けたいと考えていますのでよろしく願います。
 記事に関する御質問・御感想などお寄せいただければ幸いです。